

確認申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料(非課税)

■ 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	12,000	13,000	21,000
100を超え、200㎡以内	19,000	20,000	31,000
200を超え、500㎡以内	25,000	27,000	41,000
500を超え、1,000㎡以内	47,000	68,000	90,000
1,000を超え、2,000㎡以内	70,000	140,000	150,000
2,000を超え、3,000㎡以内	見積対応	190,000	270,000
3,000を超え、4,000㎡以内		230,000	330,000
4,000を超え、5,000㎡以内		280,000	380,000
5,000を超え、6,000㎡以内		370,000	420,000
6,000を超え、8,000㎡以内		380,000	480,000
8,000を超え、10,000㎡以内		400,000	520,000
10,000を超え、20,000㎡以内		520,000	620,000
20,000を超え、50,000㎡以内		620,000	840,000
50,000を超え、100,000㎡以内		870,000	1,260,000
100,000を超え、200,000㎡以内		1,370,000	1,800,000
200,000㎡を超える	1,670,000	2,200,000	
簡易な計画変更	7,000	7,000	7,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、建築(新築、増築、改築、移転)及び大規模の修繕もしくは模様替え、並びに用途変更に係る申請部分の床面積の合計とし、申請建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

確認を受けた建築物の計画を変更する場合

- (1) 直前の確認が当センター以外で行われている場合 : 新たに確認申請を申請する場合と同じ
- (2) 直前の確認が当センターで行われている場合で
 - ・直前の確認における申請部分の床面積の合計が500㎡を超える場合 : 当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2 (※)
 - ・直前の確認における申請部分の床面積の合計が500㎡以内の場合 : 当該計画の変更に係る建築物における申請部分の床面積の1/2 (※)

(※) 床面積を増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積を別途加えたものとする。

確認申請手数料

確認検査申請手数料(非課税)

●省エネ基準への適合を仕様基準を用いて設計を行った建築物の確認申請手数料は、8,000円を加算します。

●構造計算書の添付を要する建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

申請建築物1棟ごとの床面積	加算額			
	構造計算の種類等			
	▼令第81条第3項に定める基準に従った構造計算(ルート1又は同等計算)	▼令第81条第2項第2号イに規定する構造計算で法第6条の3第1項ただし書きによる特例(ルート2特例)の適用を受けるもの(許容応力度等計算(ルート2)又は同等計算)	▼令第81条第2項第1号イに規定する構造計算(保有水平耐力計算(ルート3)又は同等計算) ▼令第81条第2項第2号イに規定する構造計算で左記以外のもの(許容応力度等計算(ルート2)又は同等計算)	▼令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算(限界耐力計算又は同等計算) ▼平成12年10月17日建設省告示第2009号に規定する免震建築物の構造方法による構造計算
200㎡以内	15,000	80,000	20,000	50,000
200を超え、1,000㎡以内	30,000	80,000	40,000	60,000
1,000を超え、3,000㎡以内	40,000	100,000	50,000	80,000
3,000を超え、10,000㎡以内	50,000	120,000	60,000	90,000
10,000を超え、50,000㎡以内	60,000	160,000	80,000	120,000
50,000㎡を超える	80,000	280,000	100,000	150,000

注 申請建築物が、法第20条第2項の適用を受ける建築物は、それぞれを申請建築物1棟とみなす。

・上表の「令第81条第3項に定める基準に従った構造計算」による加算は、当該性能を満たしていることを当センターが設計住宅性能評価、長期使用構造等確認等において、審査を行った場合には適用しません。

●天空率により設計を行った建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

床面積の合計	加算額
300㎡以内	8,000
300を超え、500㎡以内	10,000
500を超え、1,000㎡以内	15,000
1,000を超え、2,000㎡以内	25,000
2,000を超え、3,000㎡以内	40,000
3,000を超え、4,000㎡以内	45,000
4,000を超え、5,000㎡以内	55,000
5,000を超え、6,000㎡以内	70,000
6,000を超え、8,000㎡以内	75,000
8,000を超え、10,000㎡以内	80,000
10,000を超え、20,000㎡以内	100,000
20,000を超え、50,000㎡以内	120,000
50,000を超え、100,000㎡以内	170,000
100,000を超え、200,000㎡以内	270,000
200,000㎡を超える	330,000

※1.床面積の合計は、「建築物に関する確認申請手数料」の面積とする。
 ※2.法第56条第7項各号の適用(道路高さ制限、隣地高さ制限、北側高さ制限)ごとに加算する。

●耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法による設計を行った建築物の確認申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

申請建築物1棟ごとの検証対象部分の床面積	加算額
300㎡以内	20,000
300を超え、500㎡以内	25,000
500を超え、1,000㎡以内	30,000
1,000を超え、2,000㎡以内	55,000
2,000を超え、3,000㎡以内	80,000
3,000を超え、4,000㎡以内	90,000
4,000を超え、5,000㎡以内	110,000
5,000を超え、6,000㎡以内	140,000
6,000を超え、8,000㎡以内	150,000
8,000を超え、10,000㎡以内	160,000
10,000を超え、20,000㎡以内	200,000
20,000を超え、50,000㎡以内	240,000
50,000を超え、100,000㎡以内	340,000
100,000を超え、200,000㎡以内	540,000
200,000㎡を超える	660,000

※加算額は、耐火性能検証法、区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法により設計を行った建築物ごとに算定した金額の合計とする。

検査申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料(非課税)

建築設備、工作物 確認検査申請手数料

■ 建築物に関する 中間検査申請手数料 (第4条関係)

単位:円

中間検査を行う部分の 床面積の合計	中間検査		
	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	15,000	16,000	22,000
100を超え、200㎡以内	21,000	22,000	30,000
200を超え、500㎡以内	27,000	29,000	40,000
500を超え、1,000㎡以内	50,000	56,000	66,000
1,000を超え、2,000㎡以内	67,000	130,000	150,000
2,000を超え、3,000㎡以内	見積対応	150,000	170,000
3,000を超え、4,000㎡以内		160,000	200,000
4,000を超え、5,000㎡以内		180,000	220,000
5,000を超え、6,000㎡以内		210,000	260,000
6,000を超え、8,000㎡以内		230,000	280,000
8,000を超え、10,000㎡以内		250,000	300,000
10,000㎡を超える		300,000	350,000
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

・当センターで取扱う保険法人の現場検査を当センター検査員が同時に行う場合の中間検査手数料は、上表の金額から1,000円引きとします。

■ 建築設備、工作物関係に関する確認、完了検査申請手数料表 (第3条、第6条関係)

単位:円

種別			手数料の額	
			確認申請	完了検査申請
建築設備	昇降機	小荷物専用昇降機	15,000	18,000
		型式部材等製造者認証	19,000	24,000
		上記以外	30,000	35,000
	昇降機以外	30,000	35,000	
工作物			26,000	26,000

- ・ 確認を受けた建築設備及び工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認が当センターで行われている場合は、上表の金額から3,000円引きとします。
- ・ 複数ある昇降機を同時に行う完了検査は昇降機一台につき上表の金額から2,000円引きとします。
- ・ 完了検査の対象となる建築設備・工作物の計画に係る直前の確認を行った者が当センター以外の場合は、上表の金額に5,000円を加算します。

検査申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料(非課税)

■ 建築物に関する 完了検査申請手数料 (第5条関係)

単位:円

床面積の合計	完了検査		
	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	16,000	17,000	22,000
100を超え、200㎡以内	22,000	23,000	32,000
200を超え、500㎡以内	30,000	31,000	44,000
500を超え、1,000㎡以内	54,000	61,000	72,000
1,000を超え、2,000㎡以内	75,000	130,000	140,000
2,000を超え、3,000㎡以内	見積対応	160,000	220,000
3,000を超え、4,000㎡以内		190,000	240,000
4,000を超え、5,000㎡以内		220,000	260,000
5,000を超え、6,000㎡以内		270,000	300,000
6,000を超え、8,000㎡以内		280,000	340,000
8,000を超え、10,000㎡以内		290,000	370,000
10,000を超え、20,000㎡以内		370,000	440,000
20,000を超え、50,000㎡以内		450,000	600,000
50,000を超え、100,000㎡以内		750,000	880,000
100,000を超え、200,000㎡以内		900,000	1,100,000
200,000㎡を超える	1,200,000	1,500,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とし、申請建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。(①を除く。)

- (1) 完了検査申請の直前に当センターで仮使用認定通知書(すべての申請建築物の工事が完了している場合に限る。)の交付を受けている場合：床面積は100㎡以内とみなす
- (2) 完了検査申請の直前に当センターで仮使用認定通知書(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)の交付を受けている場合：当該建築に係る部分の床面積から仮使用部分(別棟の部分に限る。)の床面積を除いた床面積

建築物の完了検査申請手数料における

確認検査申請手数料(非課税)

当センター以外の者が確認を行った建築物の加算手数料

● 当センター以外の者が確認を行った建築物の完了検査申請手数料は、以下の金額を加算します。

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等				
	①	②		③	
		特例あり	特例なし	特例あり	特例なし
100㎡以内	6,000	6,000	8,000	6,000	10,000
100㎡を超え、200㎡以内	6,000	6,000	10,000	7,000	12,000
200㎡を超え、300㎡以内	8,000	8,000	13,000	10,000	16,000
300㎡を超え、500㎡以内	9,000	9,000	16,000	14,000	22,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	15,000	15,000	20,000	19,000	30,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	27,000	27,000	35,000	32,000	44,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	見積対応		50,000	見積対応	70,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内			55,000		80,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内			65,000		90,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内			75,000		100,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内			85,000		110,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内			95,000		120,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内			110,000		150,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内			130,000		200,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内			200,000		300,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内			300,000		400,000
200,000㎡を超える		400,000		500,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物			
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物			
	③	上記以外の建築物			
	「特例」： 法第7条の5による検査の特例の適用の有無を示す				

床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とし、申請建築物に申請以外の部分がある場合においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

仮使用認定申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料(非課税)

■ 建築物の一部(同一棟に限る)を仮使用する場合(第8条関係)

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	22,300	25,000	28,000
100㎡を超え、200㎡以内	31,000	35,000	41,300
200㎡を超え、500㎡以内	42,300	47,600	56,600
500㎡を超え、1,000㎡以内	69,600	83,600	98,600
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	98,300	120,000	120,000
2,000㎡を超える	見積対応		
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定します。

- 建築物を仮使用する場合：仮使用に係る部分の床面積の合計
- 当該仮使用認定申請の前に当センターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。)の交付を受けている場合：当該仮使用に係る部分の床面積の合計から仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除いた床面積
- 当センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合：床面積の合計は100㎡以内とみなす

仮使用認定申請手数料 (山梨県)

確認検査申請手数料(非課税)

■前表に掲げる場合以外の場合(第8条関係)

単位:円

床面積の合計	建築物の用途等		
	①	②	③
100㎡以内	16,000	17,000	22,000
100㎡を超え、200㎡以内	22,000	23,000	32,000
200㎡を超え、500㎡以内	30,000	31,000	44,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	54,000	61,000	72,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	75,000	130,000	140,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	見積対応	160,000	220,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内		190,000	240,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内		220,000	260,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内		270,000	300,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内		280,000	340,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内		290,000	370,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内		370,000	440,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内		450,000	600,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内		750,000	880,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内		900,000	1,100,000
200,000㎡を超える	1,200,000	1,500,000	
注	①	建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物	
	②	戸建住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍(グループホームを除く)、事務所、工場、倉庫、配送センター、車庫、銀行の支店のうち、その用途が過半となる建築物	
	③	上記以外の建築物	

床面積の合計は、次の区分及び方法により算定し、計画建築物に申請以外の部分がある場合(直前に当センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合を除く)においては、申請以外の部分の床面積の1/2又は申請部分の床面積の5倍のうちいずれか小さい方の数値を加えた面積とします。

- (1) 建築物を仮使用する場合：仮使用に係る部分の床面積の合計
- (2) 当該仮使用認定申請の前に当センターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る。)の交付を受けている場合：当該仮使用に係る部分の床面積の合計から仮使用認定を受けている部分の床面積(別棟部分に限る)を除いた床面積
- (3) 当センターで仮使用認定通知書の交付を受けている場合で、仮使用部分及び安全計画書に変更が無く仮使用期間のみ延長する申請の場合：床面積の合計は100㎡以内とみなす

完了検査及び仮使用認定申請における
省エネ適合性判定を要した建築物の加算手数料

確認検査申請手数料

- 建築物が建築物省エネ法に係る適合性判定を要する場合には、下表に掲げる額を加算します。
(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)

ただし、当該申請の前にセンターで仮使用認定通知書(当該申請建築物以外の建築物の場合に限る)の交付を受けている場合は、仮使用認定を受けている建築物(別棟に限る)の割増手数料は加算しません。(第5条、第8条関係)

単位:円

省エネ適合性判定を要する部分の床面積の合計	省エネ判定の建築物の用途	
	工場等	左記以外
100㎡以内	10,000	12,000
100㎡を超え、200㎡以内	11,000	13,000
200㎡を超え、500㎡以内	15,000	18,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	24,000	29,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	35,000	40,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内	45,000	65,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内	55,000	70,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内	65,000	75,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内	80,000	90,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内	85,000	100,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内	90,000	110,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	110,000	130,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	130,000	180,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	220,000	260,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	270,000	330,000
200,000㎡を超える	360,000	450,000

※ 検査申請及び仮使用認定申請の手数料は非課税です。

※1 加算額は、適合性判定を要した建築物ごとに算定した額の合計とする。

※2 省エネ判定の建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもので、当該用途のみの場合とする。

※3 省エネ適合性判定が必要な建築物でセンター以外の機関が判定通知書を交付した場合、表の各区分の料金の2倍とする。

※4 省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の申請床面積の区分は、既存部分の床面積を除いた床面積とする。
ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。

※5 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象から除外される用途の場合は加算しない。

完了検査及び仮使用認定申請における
省エネ適合性判定等を要した建築物で、一定の範囲内の
省エネ性能が低下する変更がある場合の加算手数料(ルートB)

確認検査申請手数料(非課税)

- 建築物省エネ法に係る適合性判定等を要した建築物で、一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更がある場合には、以下の金額を加算します。(第5条、第8条関係)(建築物の一部(同一棟に限る。)を仮使用する場合を除く。)

単位:円

省エネ適合性判定等の種別	直前の判定通知書等又は 軽微な変更該当証明等の交付者	加算額
省エネ適合性判定	当センター	省エネ適合性判定料金表の料金(税抜額)の1/10
	当センター以外	省エネ適合性判定料金表の料金(税抜額)
設計住宅性能評価	当センター	住宅性能評価業務料金表の料金(税抜額)の1/10
	当センター以外	住宅性能評価業務料金表の料金(税抜額)
長期使用構造等の確認	当センター	長期使用構造等確認料金表の料金(税抜額)の1/10
	当センター以外	長期使用構造等確認料金表の料金

- ※1 加算額は、適合性判定等を要した建築物ごとに算定した額の合計とする。
- ※2 軽微変更該当証明書等を添付する変更については、加算しない。
- ※3 複合建築物(判定対象に住宅と非住宅を含む建築物)は、住宅及び非住宅(変更に係る部分に限る)で算出した額の合計を加算する。
- ※4 建築物全体が当該省エネ適合性判定等の計算対象から除外される用途の場合は加算しない。